

## 第 35 回 基本計画部会 議事録

- 1 日 時 平成 24 年 8 月 29 日（水） 15：00～17：04
- 2 場 所 中央合同庁舎 4 号館 12 階 共用 1208 特別会議室
- 3 出席者

### 【委員】

樋口部会長、深尾委員、安部委員、北村委員、西郷委員、白波瀬委員、竹原委員、津谷委員、中村委員、廣松委員

### 【統計委員会運営規則第 3 条による出席者】

《国または地方公共団体の統計主管部課の長等》

内閣府経済社会総合研究所総括政策研究官、総務省統計局長、総務省統計局統計調査部長、財務省大臣官房総合政策課調査統計官、文部科学省生涯学習政策局調査企画課課長補佐、厚生労働省大臣官房統計情報部長、農林水産省大臣官房統計部長、経済産業省大臣官房調査統計審議官、国土交通省大臣官房審議官、日本銀行調査統計局経済統計課統計総務グループ企画役、東京都総務局統計部長

### 【事務局等】

前川内閣府大臣官房総括審議官、村上内閣府大臣官房統計委員会担当室長、杉山内閣府大臣官房統計委員会担当室参事官、伊藤総務省政策統括官（統計基準担当）、白岩総務省政策統括官付統計企画管理官

## 4 議 事

- (1) 基本計画部会各ワーキンググループの審議結果について
- (2) その他

## 5 議事録

○樋口部会長 それでは、定刻になりましたので、第 35 回「基本計画部会」を開催いたします。

本日は、縣委員、川本委員、椿委員が所用のため御欠席でございます。

また、オブザーバーとして出席していただいております各省におかれまして、7 月以降に人事異動がございました。これに伴い、御出席いただく方に変更がございますので、その方々から一言御挨拶をいただければと考えております。

まずは、国土交通省の濱勝俊大臣官房審議官から御挨拶をお願いいたします。

○濱国土交通省大臣官房審議官 御紹介いただきました濱でございます。7 月 16 日付で統計担当の官房審議官になりました。

統計業務につきましては、今まで、どちらかという利用する立場の局におりました。統計が利用しやすい統計になっていくよう、頑張っていきたいと思っております。よろし

くお願いいたします。

○樋口部会長 ありがとうございます。

続きまして、東京都総務局、高橋英次統計部長から御挨拶をお願いします。

○高橋東京都総務局統計部長 御紹介いただきました東京都総務局統計部長の高橋でございます。私も7月16日付で統計部長になりました。

統計業務については初めてでございますけれども、オブザーバーとして一助になればと考えていますので、よろしくお願いいたします。

○樋口部会長 続きまして、事務局に人事異動がございました。総務省政策統括官室の白岩統計企画管理官からお願いします。

○白岩総務省政策統括官付統計企画管理官 統計企画官の白岩でございます。よろしくお願いいたします。

○樋口部会長 ありがとうございます。

それでは、本日の議題でございますが、これまで平成23年度の統計法施行状況報告について、3つのワーキンググループにおきまして検討をしていただきました。短期間ながら精力的に審議をいただきまして、本日、ワーキンググループの審議結果がまとまったとのことでございますので、この点につきまして御報告をいただき、また、御議論をいただきたいと考えております。

それでは、議事に入る前に、資料についての確認をお願いいたします。

○村上内閣府統計委員会担当室長 では、お手元の資料の紹介をさせていただきます。

議事次第の「配布資料」を御覧いただきたいと思っております。

資料1は、基本計画部会第1ワーキンググループ審議結果報告書。

資料2は、同じく第2ワーキンググループ審議結果報告書。

資料3は、同じく第3ワーキンググループ審議結果報告書です。

他に参考1～3として、基本計画部会の議事録または議事概要を添えております。

以上です。

○樋口部会長 それでは、議事に入ります。

最初の議題は、各ワーキンググループの会合における審議結果についてでございます。ワーキンググループごとに座長から25分程度をめどに御報告をいただきたいと考えております。また、その後、委員の皆様には御議論いただくという方法で進めてまいりたいと思っております。

まず、第1ワーキンググループの深尾座長から御報告をお願いいたします。

○深尾委員 では、御報告させていただきます。

今、御説明のあった配布資料のうちの資料1を御覧ください。第1ワーキンググループ審議結果報告書が資料1としてありまして、この後ろに一緒に束ねられている内容もちょっと確認していただきたいのですが、通しの番号が振ってありまして、そのうちの17ページのところに添付資料が列記されています。別紙としてSNA関係の内閣府の説明資料、別

紙2として「実施済」の評価の表、それから、参考資料が4つ付いています。

私のこれからの報告は、基本的に資料1の頭にある16ページほどの結果報告書に主に基づいて報告させていただきます。

「1. 審査方法等」ですが、「平成23年度統計法施行状況に関する審議の進め方について」を踏まえつつ、重点的な審議課題を中心に審議しました。第1ワーキンググループの重点的な審議課題は以下のとおりでした。

基本的に3つの柱がありまして、①国民経済計算の整備と一次統計等との連携強化、②ビジネスレジスターの構築・利活用、それから、次の基本計画も見据えて、③中長期的な視点で取り組むべき経済統計の課題として、i) 経済統計の整理・再編、ii) グローバル化の進展に対応した統計の整備、iii) 経済活動における生産性の計測、この3つを議論しています。

重点的な審議課題の詳細については、先ほど見ていただいた後ろの方に添付してある「参考1」に詳しくありますので、御覧ください。

なお、平成23年度の統計法施行状況報告には、項目ごとに担当府省の自己評価が今回は付されたわけですが、当該評価の結果が「実施済」、または「実施困難」とされたものを中心にその妥当性について詳しく検討しました。

実施済に関するワーキンググループの評価は、先ほど見ていただいた別添の「別紙2」にあります。30ページからです。

ワーキンググループは4回開いたのですが、第4回のワーキンググループで議論があったのですが、もともとワーキンググループでは席上配布資料として、「第1ワーキンググループの評価」の右側に評価の理由を記して、それについても議論をして合意しています。

今回は、この一番右の評価の理由のところは載せないで報告しているわけですが、席上配布資料というのは通常ウェブページ等で公開しないということみたいなので、外部の人にはなかなか将来見ることができない可能性があるのですが、我々ワーキンググループとしては、もちろん、ほかのワーキンググループとの調整の問題があるので、他の座長の方等と調整する必要がありますが、できれば評価の理由のところも、例えば議事概要の付録のような形公開できないかという議論をしています。いずれにしても、これが精査した結果ということになります。

資料1の最初のページに戻りますと、中長期的な視点で取り組むべき経済統計の課題のうちii) グローバル化の進展に対応した統計の整備、iii) 経済活動における生産性の計測に関しては、外部の学識経験者へのヒアリングを実施しました。

このときの学識経験者の報告資料が、別添の「参考3」と「参考4」の形で、グローバル化については慶應義塾大学の木村教授、生産性とイノベーションについては一橋大学の長岡教授に御報告いただいたのですが、そのときの報告用資料もここに付けてあります。

「2. 審議スケジュール」です。

2ページのところを見ていただきたいのですが、4回にわたり審議を実施しました。基

本的に、コアメンバーの深尾、川本委員、西郷委員、中村委員のほか、第2回以降は廣松委員にも御出席いただくことができました。

審議結果についての報告に移ります。3ページを御覧ください。

「(1) 重点的な審議課題」として、1番目の柱は「ア. 国民経済計算の整備と一次統計等との連携強化」に関するもので、担当府省は内閣府等です。「(ア) 施策の進捗状況等報告等」について、まず簡単に御説明します。

ここには過去の経緯が、まず書いてあります。統計委員会は平成21年度統計法施行状況に関する審議結果を踏まえ、「国民経済計算の整備と一次統計等との連携強化」に関し内閣総理大臣に意見を提示しました。そのポイントは、この下を書いてあるとおりです。工程表をつくって進める、システムの構築等を促進するためにプロジェクトチームをつくって対応するということでした。

これを受けて、内閣府は、「基本計画の工程表及びプロジェクトチームの基本的考え方」を定め、現行の第I期基本計画期間終了後の期間も視野に入れた「新しい年次推計方法等の確立とシステムの構築に関する工程表」を策定するとともに、責任体制の明確なプロジェクトチームを編成し、工程表に掲げる施策を推進されています。

基本計画別表に掲げられている関係する課題は45項目と、非常に多岐にわたっています。このうち、41項目については、基本的考え方及びそこに掲げる工程表に沿って、内閣府が関係府省の協力を得ながら施策を実施されています。審議も基本的にこれに沿って行いました。担当府省の自己評価の状況は、3ページの下段にある表3-(1)-1のとおりとなっています。

工程表と基本計画でカウントの仕方が違って、1個数がずれるので、ちょっとややこしい話が「(注)」に書いてありますけれども、詳しいことは省略します。

内閣府の工程表に基づく実施状況についての内閣府の報告資料については、先ほど見ていただいた別添の「別紙1」、19ページからのところに載っていますので、詳しいことはそこを御覧ください。

工程表の課題群については、ここで読み上げませんが、4ページの中段に書いてあるとおり、非常に多岐にわたっています。

基本的考え方には、国民経済計算における一次統計等の課題が包括的に整理されていますが、第1回会合において、これらの課題に関する今後の進め方が報告されました。

この内容、つまりSNAの精度を上げるために基礎統計と協力していく。それで、基礎統計上どういう課題があるかということの内閣府に検討していただいて報告していただいた、その内容が5ページの表3-(1)-2にあります。「アジェンダ」「SNA推計上の基礎統計の課題」「今後の進め方」がまとめてあります。

それから、4ページに戻りますが、もう一つ重要な論点として、工程表の課題群の一つである2008SNAの対応のうち、特にGDPに大きな影響を与える項目や主要先進国が導入を図ろうとしている項目については、我が国のSNAの国際比較可能性を確保する観点からも、

早期に導入を図っていくことが極めて重要であるということ、これは統計委員会でも既に議論したわけですが、このことは今回、内閣府も認識しているということが報告されました。優先順位を高めて検討されており、作業の手順については、実推計作業に約2年を要することから、2014年度をめどに統計委員会に諮問することも視野に入れて検討を進めている。実際の推計方法に関する検討は、次の基準改定よりもう少し前に報告があるということでした。

5ページの下段から、「(イ) 施策の進捗状況等に関する評価」の報告に移ります。

「①施策全般」ですが、平成17年基準改定において、FISIMの本系列への移行や93SNAに準拠、一部は2008SNAにも準拠して公的部門分類の改定をするなど、おおむね工程表に沿った措置が講じられているものと評価できます。

また、基礎統計（一次統計等）の課題について、今後の進め方を明らかにした、先ほど見ていただいた上段にある表3-(1)-2に当たりますが、これも評価できるという結論に達しました。

一方で、例えば、基礎統計の関係では、平成28年に実施予定の経済センサスー活動調査を、平成24年2月の調査の経験を踏まえつつ、適切な時期に実施し、それに合わせたSNAの年次推計方法を確立するという課題が見られる。なお、経済センサスー活動調査は、他の事項（経済統計の整理・再編等）の検討においても重要な役割を果たすものであり、その点を十分に認識した対応が望まれる。また、基本価格表示による国民経済計算及び産業連関表（基本表）の作成のように、基礎統計の制約等から推計が困難となっている重要な課題も見られるという結論に達しました。

「②『実施困難』と自己評価された事項」は、SNA関係では1項目で、6ページの中段に書いた「公共事業予算の執行状況に関する統計について、『中央政府』だけでなく、『地方政府』分も含めた整備を検討する」というものでした。

しかし、これは本来QEにおいて、公共事業予算の執行状況に関する統計を利用するためには、現金主義ベースでなくて発生主義ベースに変換する必要があるが、変換に必要なコンバーターは存在しないということ等々の理由から考えて、実施困難ということで処理をしても、特段の問題は生じないという評価となりました。

次に、「③『実施済み』と自己評価された事項について」です。

「実施済」と自己評価されたものは25、これは25か26か、工程表と基本計画で数の数え方が違うのでちょっとずれるのですが、このうち、特段の問題が認められず妥当と判断するものは15項目です。該当するもののリストは、先ほど見ていただいた別紙2の結果のリストを御参照ください。なお、それ以外の項目については、以下のとおり、さらに講ずべき措置があると考えられる事例がありました。

<事例1>としては、先ほどの基礎統計の整備の表3-(1)-2のアジェンダの欄に掲げる6つの事項というのは、基本計画別表の「ウ 年次推計に関する諸課題」の中に掲げられているものでもありますが、内閣府はこれらに関する課題などについて具体的な結論を得

ることをもって「実施済」と自己評価されました。

しかし、このような事例については、設定された課題の趣旨にもよりますが、基本的には課題の具体化にとどまらず、課題を解決するための取り組みも重要であると考えられるため、引き続き、そのための措置を講ずる必要があるものと考えられます。なお、内閣府は「今後の進め方」として、課題の解決に向けた取り組みの方針を明らかにしており、その取り組みを円滑・確実に進めるためには、当然のことながら関係府省の協力が不可欠であるとワーキンググループは考えています。

<事例2>は、長期時系列係数の提供等についてです。内閣府は平成17年基準改定時に、支出系列（QE公表系列）については平成6年に、それから、他の系列については平成13年までさかのぼって改定を実施しています。

平成17年基準改定については、多くの統計利用者が遡及の範囲の拡張を要望しており、また、より長期の遡及改定を早期に実施する必要があると考えられます。また、経済活動分類については2005年において断層があるわけですが、それから、固定資本推計についてもより長期の遡及が望ましいなど、このような遡及に関する重要な課題が残っているとワーキンググループでは考えました。

それから、「(ウ)今後の施策の方向性等についての基本的な考え方」ですが、内閣府は、おおむね5年間を計画期間とする現行の第I期基本計画期間内に実施する予定の施策については、引き続き2008SNAなどの対応などで現行の工程表に掲げる措置を着実に実施するとともに、現行の基本計画期間終了後に実施する予定の施策については、現行の基本計画の施策との整合性に十分留意しつつ、社会経済情勢の変化等を反映した新たな工程表のもとで推進することについても検討する必要がある。

2番目に、また、内閣府は施策の推進に当たっては、引き続きオープンシステムへの移行を視野に入れながら、必要な体制の充実に努めるとともに、より具体的な議論を進める観点から、基礎統計（一次統計等）を所管する関係府省との密接かつ円滑な協力関係の構築に努める必要がある。

以上がSNA関係の基本的な考え方です。

次に、「イ. ビジネスレジスター（事業所母集団データベース）の構築・利活用」に関する審議結果を報告します。お手元の資料の8ページからになります。

まず、SNAの場合と同じく、これまでの経緯を簡単に御説明いたします。

統計委員会は、平成21年度統計法施行状況に関する審議結果報告書に基づき、ビジネスレジスターの構築と利活用に関し総務大臣に意見を提示しました。そのポイントは以下のとおりです。時間が無いので読み上げませんが、ここに書いてあるとおりです。

これを受けて、総務省は「事業所母集団データベースの整備方針」を総務大臣決定し、各府省に通知しました。

具体的には、総務省は整備方針に基づき、以下に掲げる取り組みを実施しています。ビジネスレジスターシステムの基本的な開発、労働保険情報の受領・試験照会の実施、運用

管理規程（案）を作成し各府省が合意した、当面記録する 21 統計調査、労働保険情報及び EDINET 情報の照合を実施したということです。

担当府省の自己評価の状況は、8 ページの下段にある表 3-(1)-3 のとおりです。

「(イ) 施策の進捗状況等に対する評価」ですが、「①施策全般」については、整備方針に基づき、関係府省の協力を得ながら、計画的に作業を進めている点については評価できると判断しました。

また、より正確な母集団情報を整備するための措置として、商業・法人登記や労働保険などの行政記録情報を活用しているが、行政記録情報を効果的に活用しているものとして、これも評価できるという判断になりました。

「②『実施済』と自己評価された課題」は 4 項目ありますが、このうち、特段の問題が認められず妥当と判断するものは 2 項目です。これも、詳しいことは別紙 2 を御覧ください。

「(ウ) 今後の施策の方向性等についての基本的な考え方」ですが、総務省は、平成 25 年以降に予定されている正式運用に向けて、引き続き関係府省と密接に連携しながら、以下に掲げる施策を計画的に推進する必要があります。また、施策の推進に当たっては、関係府省の積極的な強力が必要です。

具体的には、「①より正確な母集団情報の整備」、細かいところは省略させていただきますが、「②各統計調査における共通事業所・企業コードの保持」「③ビジネスレジスター統計の作成・充実」です。

以上がビジネスレジスターに関する審議結果です。

次に、「ウ. 中長期的な視点で取り組むべき経済統計の課題」、先ほどお話しした 3 つの課題についての審議結果について報告します。

1 番目の柱が「経済統計の整理・再編」。担当府省は総務省、経済産業省です。

このうち、「サービス活動に関する統計の整備」については、これも経緯を御説明すると、サービス産業動向調査は「経済財政運営と構造改革に関する基本方針 2006」等の政府決定を踏まえ、平成 20 年 7 月から調査を開始し、平成 21 年 12 月から調査結果を公表しています。

サービス産業動向調査は、サービス産業の生産・雇用等の状況を概括的に把握する月次または年次の統計として位置づけられています。

基本計画では、「調査開始（平成 20 年 7 月から）以降 3 年程度かけて、調査方法の検討、欠測値補完方法等の検討を行った上で基幹統計化について結論を得る」とされており、これを受けて総務省は調査方法の検討、蓄積したデータに基づく推計方法、欠測値補完方法等の検討を行った結果、平成 25 年 1 月以降の調査について、以下のような見直しを行い、基幹統計化については見直し後の調査の状況を踏まえて判断するとしています。

<主な見直し内容>は、以下に書いてあります。詳細を読み上げることは略させていただきます。

「(イ) 施策の進捗状況等に対する評価」ですが、サービス産業動向調査について、基本計画に沿って欠測値等の補完方法の検討を行ったこと、また、動態統計としての精度向上のための取り組み及び年次統計作成のための月次調査の拡大等が行われている点については評価できます。

しかし、基幹統計化するに当たっては今後、サービス活動の構造面の把握、当調査の結果の迅速性、利活用等に配慮することが不可欠であると思われます。

また、本調査はサービス産業の生産・雇用等の状況を月次ベースで把握し、QEなどの各種経済指標の推計精度の向上に資することを目的として、平成20年から調査を実施し、既に2年間程度の結果が蓄積されていることから、総務省は、内閣府の具体的なニーズ等の提案を受けて、QE推計に使用可能とするための検討に着手する必要があるという判断をしました。

また、当調査と類似する調査として、特定サービス産業動向統計調査及び特定サービス産業実態調査があり、これら調査の調査対象の重複等については、サービス産業動向調査を中心に、データの移送等及び調査対象の重複排除措置等の対応が図られており、現時点で特段の問題は生じていないことからおおむね評価できるという判断をしました。

「(ウ) 今後の施策の方向性等についての基本的な考え方」ですが、サービス産業動向調査の基幹統計化に向けた検討に当たっては、当調査の構造統計としての性格を持たせる方向でさらに検討すべきか、第3次産業活動指数等への利用をも考慮して迅速性をどう確保していくかなど積極的に検討を進めていく必要があります。

また、サービス産業動向調査の基幹統計化が予定されていることを踏まえ、関連統計調査である経済産業省所管の特定サービス産業動態統計調査等との関係整備が必要であります。関係整理に当たっては、まず、関係府省において、産業ごとに異なる施策実施上の要請、多様な利用者のニーズ等に十分配慮して検討する必要があると考えます。

次に、「企業活動に関する統計の整備」について報告します。

施策の進捗状況ですが、総務省は、経済産業省と連携して、「通信・放送産業基本調査」及び「放送番組制作実態調査」について、経済産業省企業活動基本調査の調査事項を一部取り入れることなどによって同調査と連携し、経済産業省との新たな共管調査である「情報通信業基本調査」として、平成22年から実施しています。

それから、企業活動基本統計（仮称）のもとで、経済産業省企業活動基本調査と情報通信業基本調査を統合し基幹統計とすることについては、現時点では進展は見られず、引き続き検討がされている状況です。

「(イ) 施策の進捗状況等に対する評価」ですが、情報通信業基本調査と経済産業省企業活動基本調査については、情報通信業に属する企業に共通する調査事項と業種に応じた固有事項の設定等により、調査の一元化に向けた一つの成果が達成されており、この点では「実施済（一部）」との判断は妥当です。

しかし、企業活動基本統計（仮称）のもとで、経済産業省企業活動基本調査と情報通信



業基本調査を統合し基幹統計とすることの検討について進展しないのは、前者はいわゆる大企業を中心とした調査、後者は大企業に限らず中小企業を含めた調査となっていること等に起因しているとも考えられるが、引き続き検討が必要であるという結論に達しました。

「(ウ) 今後の施策の方向性等についての基本的な考え方」ですが、今後、経済活動を把握するには、把握単位としての企業及び企業グループが重要な役割を果たすこととなると思われることから、関係府省は、平成 25 年中ごろに公表が予定されている平成 24 年経済センサス活動調査の結果も踏まえ、経済産業省企業活動基本調査を中心に、既存の統計調査の再編・整理により、サービス産業を含め市場経済全体の企業活動を把握する統計体系の構築を検討することが望ましいという結論に達しました。

なお、企業活動を把握する統計体系の構築の検討に当たっては、まず、関係府省において、産業ごとに異なる施策実施上の要請、多様な利用者のニーズ等に十分配慮して検討する必要があると判断します。

参考として、サービス活動及び企業活動に関する統計の整備に関する項目の自己評価の状況は表 3-(1)-4 にまとめてあります。

もう一つ、参考としての討論の内容を御報告すると、サービス活動については、その生産性並びに生産量及び価格の計測についての調査研究の結果が既に総務省によって取りまとめられています。第 3 回会合の資料 5 にあります。なお、今後のサービスの質の計測に関する研究を推進するため、総務省政策統括官室は諸外国及び国内におけるサービスの質の計測に関する検討・研究状況の把握に努め、定期的に関係機関等に情報提供する必要があるとワーキンググループでは判断しました。研究の結果は、一応取りまとめられていて実施されたわけですが、これは非常に重要な問題であるので、今後とも引き続きこれをモニターしていただく必要があるという結論を得ています。

大体 25 分経ってしまったのですが、もう 3～4 分いただいて急いで報告します。すごく量が多いので大変なのですが、12 ページのところ、「ii) グローバル化の進展に対応した統計の整備（事業所・企業）」です。

1 つ目は、貿易統計関係です。

「(ア) 施策の進捗状況報告等及びそれに対する評価」ですが、貿易統計関係の項目は以下のとおりです。輸出入行動を当該企業の企業特性（外資比率等）と関連付けた新たな統計の作成、輸出入申告等の貿易形態別の一部の情報を、例えば委託加工等を貿易統計に反映すること、それから、貿易統計の基幹統計化です。

担当府省である財務省からは、いずれについても「実施困難」と自己評価されました。これについて精査した結果が表 3-(1)-5 にまとめてあります。

まず、一番上のところですが、「輸出入行動を当該企業の企業特性（外資比率等）と関連付けた新たな統計の作成」については、実施困難という判断に至ったポイント、進捗状況に関する報告では次のように記載されています。「経済センサス基礎調査に基づく企業の母集団情報については、提供時期を近々に見込む事が出来ないことから、本検討への活用

は当面困難な状況」という回答がありました。これについては、第1ワーキンググループの精査結果は右に書いたとおり、「ビジネスレジスターは平成25年1月より正式運用開始となっていることから、その後であれば検討可能」である。是非検討していただきたいということです。

2番目、「輸出入行動を企業特性と関連付けて資料を作成する場合、個別取引の情報が特定・類推され、企業の個別情報の漏洩や企業活動にマイナスの影響が及ぶ恐れがある」。これについては「貿易統計に限らず、公的統計の作成に当たっては、個別企業の情報が漏えいしないよう、集計表の個々のセルの企業数を3以上にするなど秘匿措置を講じている」というのが第1ワーキンググループの精査結果です。

それから、「個別企業毎の申告情報を分類し、他の統計調査との突合作業を行うためには、現行の貿易統計システムのプログラム変更等に係る予算措置が必要となり、現在の財政事情を勘案すると対応は困難な状況」という回答がありました。これについては、輸出入行動が日本経済の活動を判断する上で非常に重要な情報だということは異論がないと思うのですが、これを新たな統計調査で把握するよりは、貿易統計という既存のデータを活用した方がコストの削減になるのではないかとというのが第1ワーキンググループの結果です。

輸出入申告書の貿易形態別の一部の情報を貿易統計に反映することについては、ニーズを確認できていない。公表に当たり、貿易統計システムのプログラム変更等にかかる予算措置が必要等の意見が財務省からあったわけですが、これについては、2008SNAでは委託加工の推計がそもそも求められているということ。それから、委託加工等新たな統計調査で把握するよりは、貿易統計という既存のデータを活用した方がコストの削減になるのではないかと結論に達しました。

「貿易統計の基幹統計化」についても、精査結果のみ読み上げますが、国際条約等に定められた計上方法に基づき作成される統計の中には、農林業センサスのように、基幹統計となっているものもある。それから、申告者負担に配慮する必要があることについては理解するという結論になりました。

13ページの下段ですが、「(イ) 今後の施策の方向性等についての基本的な考え方」として、「財務省は、関係府省や学識経験者等の意見を含め、1年程度をかけて、貿易統計を活用するに当たっての課題（企業の個別情報の秘密保護の在り方、基幹統計化によってもたらされるメリット・デメリット等）について具体的に検討する必要がある」という結論に達しました。

次にグローバル化関連ですが、海外事業活動基本調査関係について審議をしました。

現行の基本計画においては、本文中に「海外現地法人の事業活動をより正確に把握するため、海外現地法人に関する母集団情報の充実を図る」と記述されているのみで、別表における記載は特にありません。

経済産業省においては、海外現地法人に関する母集団情報の充実を図るため、以下のよ

うな取り組みをされています。

これに対する評価ですが「経済センサスー基礎調査の結果を用いて海外現地法人の母集団情報の精緻化を推進し、捕捉数が大幅に向上した点については評価できるが、より一層母集団情報の精緻化について改善が必要である」という結論に達しました。

次は、中長期的な課題のうちの3番目の「経済活動における生産性の計測」です。これが重点的な審議結果の報告の最後に当たります。

生産性の計測は内閣府が担当されていまして、進捗状況としては、労働生産性及び全要素生産性に関する基礎統計の課題などは、基本計画に従って検討が行われています。ただし、労働生産性については、個人事業主等についての仕事ベースの労働時間を捕捉することが統計上もまた概念上も困難な状態にあるという問題点が報告されました。

「(イ) 施策の進捗状況等に対する評価」ですが、労働生産性及び全要素生産性に関する基礎統計の課題などについては、一定の検討が行われており、評価できるという判断をしました。

今後の施策の方向性ですが、経済活動のパフォーマンスを分析する上で、生産性は最も重要な指標の一つであり、労働生産性及び全要素生産性（関連で資本サービス）は2008SNAでも記載されたテーマでもあることから、これまで検討してきた課題について、引き続き、実施可能性も含めて検討を進める必要があるという結論に達しました。

今、御説明した、重点的に審議した課題のうちの3本目の柱、中長期的な課題のうちの2番目と3番目、グローバル化と生産性については、先ほど御紹介したように、外部の有識者の報告も得ながら審議を行いました。

この審議結果報告書は、基本計画、統計法施行状況に関する審議結果の報告ですので、この中長期的な課題、グローバル化と生産性については必ずしも十分にワーキンググループでの審議結果がこの中に盛り込めなかったという性格を持っています。このため、第4回のワーキンググループでこの2点について議論した内容を私なりに整理して、口頭で説明させていただきました。一応皆さんの合意というか、皆さんに聞いていただいて議事録に残させていただくということをしていただいています。この中長期的な課題に関する私の発言は、この資料1、第4回の議事概要の2ページ目、59ページから60ページにかけてまとめてあります。時間もないので読み上げませんが、そこにありますので、御覧ください。

最後に、「(2) その他の審議課題」です。

資料1の15ページに戻っていただきたいのですが、環境統計、環境省、資源エネルギー庁等の担当のものについては、施策の進捗状況報告は、気候変動に関する科学的分析、温室効果ガスの排出及び吸収に関する統計データの充実、総合エネルギー統計の公表の早期化、エネルギー消費統計調査の基幹統計化、廃棄物及び副産物を把握する統計の整備等に取り組んでいます。自己評価の状況は表3-(2)-1のとおりです。

施策の進捗状況に対する評価ですが、「実施済」と自己評価された3項目のうち、特段

の問題が認められず妥当と判断するものは1項目であるという結論に達しました。上記以外のものについては、引き続き適切に推進していく必要があると判断します。

それから、観光統計については、施策の進捗状況は、この15ページの下に書いてあるとおりです。これについては、いずれも特段の問題は見られず、「実施済」と3項目が自己評価されているのですが、妥当なものと評価できるという結論に達しました。

最後に16ページですが、「ウ. その他（将来の基幹統計化について検討する統計等）」としては、施策の進捗状況報告が、全部読み上げることは省略させていただきますが、統合に向けて検討する基幹統計、基幹統計から除外する統計、新たに基幹統計として整備する統計、4番目に将来の基幹統計化について検討する統計について、自己評価の状況はこの表3-(2)-3のとおりです。

これに対する評価ですが、「実施済」と評価された2項目については、いずれも基幹統計とするための手続が完了していることから、特段の問題は認められず、妥当なものと評価します。また、「実施済」以外のものについては、引き続き適切に推進していく必要があると判断しました。

10分ほど超過してしまいましたが、私の報告は以上です。

○樋口部会長 ありがとうございます。

それでは、ただいまの説明につきまして御質問・御意見をお聞きしたいと思います。

確認ですが、別紙2の30ページ以降のところ、担当府省の自己評価と並んで第1ワーキンググループの評価というのが対比して出ていますが、特に意見の違うところについて、具体的に前の方には書いてあるわけですが、これはもしかして、さらにここにどういう点でこういうワーキンググループの評価の結果になったかというのを示したいという話でしたね。

○深尾委員 そうです。評価の理由についても審議の途中で議論し、合意していますので、可能であればそれも示したいということです。

○樋口部会長 わかりました。

時には、そのところが第1ワーキンググループからの報告書として追加される可能性があるということですか。

○深尾委員 この問題は、恐らく他のワーキンググループがどのように報告書をつくられるかということと密接に関係しているので、今回はまだ載せていませんが、第1ワーキンググループの希望としては、それもどこかに組み込めれば望ましいというふうに考えているということです。

○樋口部会長 わかりました。

今の点も含めまして、各府省の自己評価と第1ワーキンググループの評価が大分違う点があるかと思いますが、その点も含めて御質問がございましたらお願いします。

もしよろしければ、どのように今後扱うかについては、また皆様の御意見を頂戴しながら調整を図りたいと思いますので、そのようにさせていただきたいと思いますが、よろし

いでしょうか。

よろしければ、それでは第2ワーキンググループの報告を津谷先生にお願いします。

○津谷委員 それでは、お手元の資料2に基づきまして、第2ワーキンググループの審議結果報告書について説明をいたします。

まず、報告書の構成について御説明いたします。

第2ワーキンググループ審議報告書につきましても、先ほど御説明のありました第1ワーキンググループの審議結果報告書と同様に「1 審議方法等」「2 審議スケジュール」「3 審議結果」の順序でまとめております。

また、別添1として、12ページから14ページに第2ワーキンググループの重点的な審議課題、そして別添2としまして、15ページから17ページに本年度の法施行状況報告中の事項別推進状況における「実施済」の評価を整理しました。

さらに18ページから39ページに、第1回会合から第4回会合まで、当ワーキンググループは4回会合を持ちましたが、この4回の会合の議事概要を参考1から参考4として添付しております。

それでは、次に各構成要素について説明をいたします。

「1 審議方法等」、これは1ページでございますが、第2ワーキンググループにおける審議状況を簡潔に記述しております。

具体的には、(1)にありますように、①の少子高齢化等の進展やワークライフバランス等に対応した統計の整備、②企業活動の変化や働き方の多様化等に対応した労働統計の整備、そして③社会的・政策的なニーズの変化に応じた統計の整備（国勢調査関係）の3つの課題を重点的な審議課題として審議したこと。

そして(2)にありますように、関係府省にヒアリング等を実施することにより、関連施策の進捗状況や今後の方向性に関する考え方等の明確化を行ったこと。

また、(3)にありますように、平成23年度の統計法施行状況報告内容のうち、関係府省の自己評価が「実施困難」または「実施済」とされている事項に対しても、その自己評価の妥当性について、第2ワーキンググループとしての意見を取りまとめたことを記述しております。

2ページ目の「2 審議スケジュール」につきましては、6月29日、7月6日、7月13日、7月23日にそれぞれ開催した会合ごとに日時、審議事項、出席委員等を整理しております。そこに示しておりますように、安部委員、北村委員、白波瀬委員、そして私のコアメンバーのほか、第1回の会合には樋口委員と中村委員、第2回の会合には廣松委員、第3回の会合には樋口委員と廣松委員、そして第4回の会合には椿委員、樋口委員、廣松委員に御出席をいただきました。

次に、3ページから11ページにかけて「3 審議結果」がまとめられておりますが、ここでは、「(1) 重点的な審議課題」と「(2) その他の審議課題」の2つに分けて整理しております。

まず、3の「(1) 重点的な審議課題」ですが、これは3ページから9ページにかけてまとめられております。ここでは、先ほど御説明いたしました3つの重点的な審議課題について、それぞれ審議結果を取りまとめました。

1点目の課題は、3ページから4ページに記載されている「ア 少子高齢化等の進展やワークライフバランス等に対応した統計の整備」についてでございます。

この課題は、過去2回の法施行状況審議でも重要な課題として議論され、引き続き検討が必要とされている課題でございます。今回の審議では、2つのサブ課題について審議を行いました。

1つ目のサブ課題は3ページから4ページでございます「(ア) 企業・事業所における労働時間や育児・介護休業制度の利用状況、有給休暇等の取得状況、経営状況や生産性、労働者の就業継続や処遇等を総合的に把握するための統計整備に関する検討状況」についてです。

3ページの「①施策の進捗状況報告等」につきましては、第1回と第3回の会合において総務省と厚生労働省から御説明いただいた内容をまとめてあります。

具体的には、少子高齢化・ワークライフバランス関係の調査項目について、労働力調査、就業構造基本調査、雇用動向調査、縦断調査における統計整備の取組状況についてまとめてあります。

また、3ページの下段にあります「②施策の進捗状況等に対する評価」については、基本的には関係統計調査について改善措置を講じていると評価をいたしました。しかし、企業・事業所の雇用管理とワークライフバランスの関係の分析の観点から、企業・事業所の経営状況や生産性も含めて少子高齢化・ワークライフバランス関係の調査項目を総合的に把握できるようにはなっていないとの課題も指摘しております。

その上で、4ページの「③今後の施策の方向性等についての基本的な考え方」におきましては、各種統計調査の中で、少子高齢化・ワークライフバランス関係の調査項目の全体像を整理した上で、改めて、これに関して、調査項目の過不足・重複について検討する必要がある旨の考え方を示しました。

2つ目のサブ課題は、同じく4ページにあります「(イ) 大規模標本調査における少子化関連事項の把握可能性の検討状況」についてです。

「①施策の進捗状況報告等」につきましては、第2回会合において総務省から説明をいただいた内容をまとめたものでございます。具体的には、大規模標本調査における少子化関連調査項目を充実させるため、就業構造基本調査において実施した改善措置を記述しております。なお、本サブ課題とは直接関係はありませんが、結婚時期や子ども数に係る調査項目については、調査の忌避感や精度の確保が困難であるということが指摘されました。例えば総務省からは、全数調査である国勢調査は、過去に「結婚年数」及び「出生児数」を把握していましたが、昭和55年に、「大規模な調査ですべての調査客体から正しい申告を得ることが困難」として、統計審議会の諮問を経て同調査項目を削除した経緯が

あることが報告されました。

このような状況を踏まえまして、「②施策の進捗状況等に対する評価」については、平成24年就業構造基本調査において、具体的な措置を講じている旨の評価をしております。

2点目の課題、これは5ページから7ページに記載されている「イ 企業活動の変化や働き方の多様化等に対応した労働統計の整備」についてです。

この課題も過去2回の法施行状況審議で重要な課題として議論され、引き続き検討が必要とされております。今回の審議では、3つのサブ課題について審議を行いました。

1つ目のサブ課題は、5ページでございます「(ア) 現在調査内容の変更を検討している雇用構造調査については、賃金構造基本調査や毎月勤労統計調査などの既存の雇用・労働統計との整合性に配慮しつつ、雇用期間の定めの有無等客観的基準を踏まえた調査項目を設計すること」についてでございます。

「①施策の進捗状況報告等」については、第1回及び第3回会合において、厚生労働省から、非正規雇用者の継続的な実情把握のために、雇用構造調査の中で調査項目を追加する予定である旨の御説明がありました。具体的には、平成24年度以降、雇用契約期間による区分、労働期間による区分、雇用形態別の労働者数を把握するための調査事項の追加を検討中であるということでもございました。そして、それがそこに記述されております。

「②施策の進捗状況等に対する評価」につきましましては、基本的には非正規雇用者の実情把握のために的確な調査項目の追加を検討しているということでも評価を出しております。ただし、雇用構造調査は毎年調査内容を変更して調査を実施しておりますので、調査対象事業所数などが必ずしも毎年同一ではなく、このため、非正規雇用の時系列的な比較が困難になるという可能性が指摘されました。

このような状況を踏まえまして、「③今後の施策の方向性等についての基本的な考え方」については、雇用構造調査を用いて非正規雇用者数を継続的に把握する場合には、時系列的な比較が可能となるよう、調査設計等を固定して実施する必要があること。また、必要に応じて関係統計調査の見直しを行う必要があることを記述しております。

2つ目のサブ課題は、同じく5ページの「(イ) 実労働時間の把握については、現在取り組んでいる世帯に対する統計調査（労働力調査、就業構造基本調査）における関係調査項目の見直しを着実に進めること」です。

「①施策の進捗状況報告等」については、第1回会合において総務省から御説明をいただいた内容をまとめたものです。年間の総実労働時間の推計を可能とするため、労働力調査に新たな調査項目を追加したこと。また、長時間労働者の詳細な実態を明らかにするため、就業構造基本調査の調査項目を改善したことについてまとめてあります。

また、「②施策の進捗状況等」に対する評価については、実労働時間の把握に関しては、労働力調査及び就業構造基本調査において、必要な調査事項の変更を行っているとの評価結果を示しました。

3つ目のサブ課題は、6ページの「(ウ) 同一企業内での雇用形態の転換（非正規雇用

から正規雇用への転換等)が、実施されているとの指摘を踏まえ、企業間の雇用形態転換だけでなく、同一企業内の雇用形態転換の詳細についても既存統計の中での捕捉可能性について検討すること」です。

これについて、「①施策の進捗状況報告等」につきましては、第1回及び第3回会合において厚生労働省から御説明をいただいた内容をまとめたものです。厚生労働省からは、同一企業内の雇用形態の転換については、雇用動向調査及び労働経済動向調査について把握をしている旨の御説明がございました。

ただし、「②施策の進捗状況等に対する評価」にも書いてありますように、依然として、同一企業内の雇用形態の転換の実態については、既存統計の中での的確に把握されているとは言いがたいのではないかと指摘がありました。例えば、雇用動向調査において、調査されている臨時・日雇い名義の常用労働者から常用名義の常用労働者に切り換えられた者の数は、非正規雇用から正規雇用へに転換した者の全体像とはなっていないとの問題点が指摘されました。

それを踏まえまして、「③今後の施策の方向性等についての基本的な考え方」については、関係府省は、同一企業内での雇用形態の転換の実態に関し検討の場を設け、統計調査における調査可能性及び調査の必要性も含めて、検討する必要がある旨の考え方を示しました。

4つ目のサブ課題は、7ページの「(エ)雇用・労働統計相互の整合性や比較可能性を向上させるための関連統計の就業形態及び雇用形態に関する用語の分類や概念の整理・見直しの方向性」です。

まず「①施策の進捗状況報告等及びその評価」については、第1回会合及び第3回会合において総務省と厚生労働省から御説明いただいた内容に対して委員から御指摘のあった課題をまとめたものです。

具体的には、まず最初の○ですが、雇用者の就業・雇用形態の区分については、①雇用契約期間、②呼称・契約形態、③労働時間の視点から設定された区分が用いられているが、各統計調査間において、同一視点からの区分であるにもかかわらず、概念及び用語が異なっている例や概念は同じであるが用語が異なっている例が見られること。

そして2つ目の○、統計間の比較可能性の観点から、同じフレームワークで実施することが望ましい複数の統計調査間において、調査目的や歴史的な経緯などにより、調査対象産業、調査対象事業所規模等が異なっていることがあり、このことが、統計利用者の混乱を招く可能性があると考えられることといった課題が指摘されました。

このような状況を踏まえまして、「②今後の施策の方向性等についての基本的な考え方」につきましては、各府省の当面の措置として次の4つの措置内容を示しました。

- (i) 総務省政策統括官室は、統計法施行状況報告審議において報告したとおり、統計利用者の利便向上を図るため、我が国の統計に用いられている調査における従業上の地位や就業(雇用)形態の区分に関する用語を整理し、その関係が分かるよ



うな資料をホームページ等を通じて一般に提供すること。

- (ii) 厚生労働省は、雇用・労働関係の統計調査を多数実施していることから、所管統計調査について、就業・雇用形態の区分に関する用語・概念を雇用契約期間、契約形態、労働時間等の視点から整理し、異なる統計間で、就業・雇用形態の区分に関する用語の整合性が確保できるように、必要な見直しを進めること。
- (iii) 厚生労働省以外の各府省についても、所管統計における就業・雇用形態に関する用語について、できる限り用語の概念・定義の共通化を図る観点から、必要な見直しを進めること。
- (iv) 総務省政策統括官室は、上記(ii)及び(iii)の措置の進捗状況を踏まえ、必要に応じて、各府省相互の連携がとられるよう情報共有の場を設ける等の協力を行うこと。

でございます。

3点目の課題は、8～9ページに記載されている「ウ 社会的・政策的なニーズの変化に対応した国勢調査の整備」でございますが、これについて、2つのサブ課題について審議を行いました。

1つ目のサブ課題は、8ページにあります「(ア) インターネット回答方式の推進等に関する前回調査の検証状況」でございます。

これについて、「①施策の進捗状況報告等」につきましては、第2回会合で総務省から説明をしていただいた内容をまとめたものです。平成22年国勢調査において、東京都全域をモデル地区としてインターネット回答方式を導入したということ、及び当該導入に関する総務省の検証結果について記述しております。検証結果の具体例として、プラス面に関しては、世帯における負担感の減少・低下、面接困難な世帯等に対する調査票回収への効果、記入精度の向上といった点がありますが、一方、マイナス面に関しては、調査員への回答状況伝達の煩雑化、郵送との重複の可能性、フィッシングサイト等への懸念といった点について御指摘・御報告がありました。

「②施策の進捗状況等に対する評価」につきましては、インターネット回答者に対するアンケート調査により、当該回答者の属性、回答日時、次回の利用希望等を把握・分析していることを評価する旨を記述しております。

一方で、「③今後の施策の方向性等についての基本的な考え方」については、審議結果を踏まえ、幾つかの検討課題を示しております。

具体的には最初の○にあるように、平成27年国勢調査を効率的かつ円滑に実施するため、インターネット回答方式の推進によって発生する課題への的確な対応策を検討するという観点から、現在、実施している平成27年国勢調査試験調査等を通じ、実施上の問題事例を多面的かつ定量的に把握・検証することが必要であること。

2つ目の○にあるように、国勢調査の調査方法については、調査対象者の中には高齢者など調査員調査を必要とする者がいること、また、平成22年国勢調査結果において不詳回

答数が増加したことなどを勘案し、平成 22 年国勢調査の実施状況を改めて分析した上で、インターネット回答によるオンライン調査、郵送調査及び調査員調査といった各種の調査方法の適切な組み合わせ、さらには郵送調査及び調査員調査における完全密封方式の可否についても検討をする必要があること。

そして、3つ目の○に示されているように、コスト面の検証については、今後、インターネットによる回答率の向上等を勘案し、中長期的な視点に立って検討をしていく必要があることを記述いたしました。

2つ目のサブ課題は、9ページの「(イ) 東日本大震災が与えた影響を把握するための調査項目追加等の可能性」についてでございます。

これについて、まず「①施策の進捗状況報告等及びその評価」については、第2回会合において総務省から御説明をいただいた内容及び委員から御指摘のあった課題をまとめております。具体的には、最初の○ですが、平成 27 年国勢調査では、調査事項を限定した簡易調査年であるものの、東日本大震災の影響を把握する観点から、「現在の住居における居住期間」及び「5年前の居住の所在地」を調査する方向で検討中であること。2つ目の○、現在検討中の調査項目追加等の実施は、東日本大震災後の地域別の人口移動状況等の把握を可能とするものと考えられることから、評価できることを記述しております。

また、「②今後の施策の方向性等についての基本的な考え方」につきましても、今後の検討課題として、調査事項の増加が報告者負担につながること、震災による人口移動と震災以外の理由による人口移動をどのようにして区別するのか等、調査事項及び調査結果の集計方法や内容の有用性について、さらに検討する必要がある旨を指摘しております。

以上が「(1) 重点的な審議課題」に対する御説明でございます。

続いて、3の「(2) その他の審議課題」について御説明をいたします。これは 10 ページから 11 ページに示されております。

まず、この 10～11 ページに記載されている「ア 各府省が『実施困難』とする事項」について御説明をいたします。第2ワーキンググループでは、文部科学省関係の2つの事項がこれに該当しております。

1つ目の事項は、10 ページ目にあります「(ア) 学校保健統計調査における調査項目の追加や調査方法等の改善に関する検討状況」についてです。なお、本事項に関する基本計画の中の記述は、学校保健統計調査において「心の健康」「アレルギー疾患」「生活習慣病」等に関する項目の追加とともに、健康診断票をそのまま統計作成に利用できる方策を講じることを含め、調査方法や調査法の改善について検討をするという内容になっております。この記述内容に対し、文部科学省が実施困難との自己評価をしているということについて審議を行いました。

「①施策の進捗状況報告等」については、第2回会合において文部科学省から御説明をいただいた内容をまとめております。

文部科学省からは、最初の○、平成 23 年度には、掲げられた事項以外の調査方法や調

査票の改善についても、小児科医や養護教諭などの専門家の団体である財団法人日本学校保健会から意見を聴取したこと。

2番目の○、その際、小児医学の専門家からは、「心の健康」、「アレルギー疾患」、「生活習慣病」に関し、新しい方法によって調査できないか研究が進められているが、学校健康診断項目として、全児童生徒に一律に実施すべきとするほどには有効性が確認されたものはないという意見が出されたこと。さらに学校現場における対応能力なども踏まえると、現時点においては追加すべき項目としては考えにくく、対応は困難であるとの結論を得たこと。

3つ目の○、調査項目の追加については、基本計画で指摘された項目のうち、「アレルギー疾患」及び「生活習慣病」については、既に学校保健統計調査の調査項目とされ調査が実施されていること。また、「心の健康」については、学校保健統計調査では調査項目とはされていないものの、財団法人日本学校保健会に委託をして実施している代替調査、これは児童生徒の健康状態サーベイランスでございますが、これにおいて心の悩み等の実態が調査され一定程度の実態が把握されている状況であること、について御説明がありました。

以上の御説明を踏まえ審議を行った結果、「②施策の進捗状況報告等に対する評価」にありますように、現時点では、学校保健統計調査において、上記調査項目に関し現在以上の対応を求める必要性は低いものと判断されること。

また、調査方法等の改善として、学校保健統計調査の調査票の転記元である健康診断票を直接統計作成に利用するという点については、平成6年度までは全国で統一されていた健康診断票の様式が、地方分権が進展する中で、地域における健康課題等に柔軟に対応できるように自由度が高まったこと、かつ健康診断票データの電子化が進んでいないことから、直ちに対応することは難しいものと判断されるという結論に至りました。

したがって、本事項については「実施困難」との自己評価を受け入れる、この自己評価は妥当と判断をいたしました。

2つ目の事項は、11 ページにある「(イ) ライフコース全般を的確にとらえる統計についての検討状況」でございます。なお、本事項に関する基本計画中の記述は、学校教育の段階から就職活動に至るまでのライフコース全般を的確にとらえる統計について検討をするという内容になっておりまして、この記述内容に対して文部科学省が実施困難との自己評価をしていることについて審議を行いました。

「①施策の進捗状況報告等」については、第2回会合において文部科学省から説明をいただいた内容をまとめたものでございます。文部科学省からは、次の2つの理由により、ライフコース全般をとらえる統計の実施は困難であるとの説明がありました。

最初の理由は、現在、文部科学省には該当する統計調査がないため、パネル調査の新設が必要となるが、今後の厳しい財政状況を踏まえると、そのための予算を継続的に確保できる見込みがないこと。

2つ目の理由は、文部科学省としては、このライフコース全般を的確にとらえた統計の必要性については、その意義は認めるところではあるが、同一の調査対象者を継続的に追跡するパネル調査は、行政機関ではなく、むしろ大学などの研究機関において、組織的に実施する方が適切であり、かつ現実的であるとの結論を得たこと。

一方、文部科学省からの説明を踏まえこの審議を行った結果、「②施策の進捗状況等に対する評価」にありますように、ライフコース全般を的確にとらえる統計の作成については、それに必要なパネル調査に関し、予算上の制約や調査技術上の検討に時間を要すること等から早急な実施が難しいことはやむを得ないこと。

しかし、パネル調査については、既に厚生労働省等が実施しているものもあるので、こうした既存のパネル調査実施機関との協力・連携により、ライフコース全般をとらえる統計の作成を検討する余地があると判断されるとの結論に至りました。

このため、「③今後の施策の方向性等についての基本的な考え方」につきましては、学識経験者等による懇談会を設けて、今後1年程度の間課題の整理を行い、他府省等既存パネル調査の実施機関との協力・連携も含め、調査方法、調査内容等を検討する必要があるとの考え方を示しました。

続いて、最後でございますが、11ページの3の(2)の「イ 各府省が『実施済』とする事項」について説明をいたします。

本件につきましては、先ほど深尾委員からも御説明がございましたが、本年度の統計法施行状況報告書において、関係府省の自己評価が「実施済」とされているもの、特にこの措置について、その自己評価の妥当性を第2ワーキンググループにおいて評価をした結果をまとめたものでございます。具体的には、第2ワーキンググループの審議に中心的に御参加をいただいた各コアメンバー、そして樋口委員、廣松委員に対して、「実施済」とされた各項目に関して評価、御意見をお願いし、それら各委員の評価結果を踏まえて審議を進め、第2ワーキンググループとして評価結果を取りまとめました。

この報告書の11ページにも示してございますが、第2ワーキンググループの担当である人口・社会統計関連分野については、各府省から「実施済」と報告された事柄は全部で22事項でございます。そのうち重点的な審議課題として審議されたものが5事項、これは別添2のNo. 3、4、5、14、15がございするため、残りの17事項について、審議を行いました。

審議の結果、10事項、これは別添2のNo. 1、6、7、9、10、13、16、18、20、22ですが、これらについては、各府省による「実施済」の自己評価を妥当と判断をいたしました。また、2事項、別添2のNo. 12と17でございますが、これにつきましては、一部の担当府省による措置内容に対してのみ「実施済」の自己評価を妥当と判断をいたしました。

残りは次年度以降の審議対象となっておりますが、先ほど理由を記してはどうかというご意見もありましたが、これは妥当でないとは判断したということではなく、主にさらなる情報や説明が必要であるため、それがないと判断ができないというものでしたので、これ

については、いきなり資料や報告しろとこちらがお願いすることもできませんので、次年度以降に関係府省に対して資料などを準備いただいて、御説明をいただくということにしております。

また、実施計画予定とされているものも、今年度と来年度に実施される事項もあると思いますので、それについてもまた審議の対象とさせていただくということで御理解をいただいております。

以上、簡単ですが、第2ワーキンググループ審議結果報告書の説明をさせていただきました。

**○樋口部会長** どうもありがとうございました。

ただいまの津谷先生からの説明につきまして、御質問・御意見ございましたらお願いします。

廣松委員、どうぞ。

**○廣松委員** 私も第2ワーキンググループに参加させていただいて審議に加わったわけですが、その中で、特に今後のことで、日本の統計調査の根幹に関わる国勢調査のことが大変気になりました。

8ページのところに要領よくまとめていただいたと思います。いささか、その繰り返しになるかもしれませんが、オンライン調査の全国展開に関して、今、検討中という御紹介があり、オンライン調査そのものは、ここにもございますとおり、入力段階で一定のチェックが可能ですので、かつまた直接、国にデータが行きますので、効率的な調査の実施方法だと考えられる。そういう意味で、是非推進していただければと思います。ただ、国勢調査は、当然のことながら全数調査でもありますので、ここに例として挙げられている高齢の方など、オンライン調査が必ずしも容易ではない方々に対する配慮というのにも必要だろうと思います。

平成27年調査に向けた検討をこれから行っていただく必要があると思いますが、22年調査においては原則として郵送調査で完全封入という方式で行われて、実査の段階では大きな混乱はなかったと聞いています。ただ、結果として不詳が増えてしまったということがあると思います。したがって、27年調査の検討に当たっては、試験調査を含めて22年の調査の結果をよく検証していただいて、例えば、その調査対象者が封入を希望しないような場合には、そういう方法も可能となるような柔軟な対応がとれるように、オンラインも含めて、いろいろな調査手法については是非真剣に御検討いただきたいと思います。

このことについては、第2ワーキンググループの場でも発言はしたのですが、この基本計画部会でも発言をさせていただきました。議事録にとどめていただければと思います。

以上です。

**○樋口部会長** 調査手法について、廣松委員からは国勢調査ということを具体例として出されましたが、ほかの調査についてもやはり関連したところがあり、各府省において、今やっている調査手法といったものが、果たしてこれだけIT化が進んでいる中で適切である

かどうかということも基本計画の中で今後検討していくことになるかと思えます。また、勉強会でそういったテーマも設けたいと思っておりますので、そのときもどうぞよろしくお願いいたします。

ほかにいかがでしょうか。

よろしければ、それでは第3ワーキンググループについて、廣松委員からお願いいたします。

○廣松委員 大分時間も押しているようですので、簡単に要領よくまとめたいと思えます。

この第3ワーキンググループの審議結果報告書も、第1及び第2ワーキンググループのものと同じ構成をとっております。

最初に審議方法等、2番目に審議スケジュール、審議結果が3ページから12ページ、13ページに別表を1つ付けております。

それから、別添1として、まず重点的な審議課題、別添2として18ページ、19ページですが、他のワーキンググループと同じように、各府省の自己評価で「実施済」となっているものに関する第3ワーキンググループの審議の部分をつけています。

それから、参考として、第3ワーキンググループは5回会合を開いたわけですが、その議事概要でございます。

まず、1ページの「1 審議方法等」に関しましては、まず、重点的な審議課題としてそこに4つ挙げております。

- ①統計データの有効活用の推進
- ②効率的な統計作成－行政記録情報等の活用－
- ③統計の評価を通じた見直し・効率化－「統計の品質保証」の取組による有用性の確保・向上－
- ④緊急ニーズへの対応－東日本大震災を教訓とする大規模災害時における統計の役割・対応－

という4つでございます。

それ以外に、その他の共通・基盤的な事項として、⑤統計職員等の人材の育成・確保等、⑥民間事業者の活用、⑦統計基準の設定、以上7つの事項に関して審議を行いました。

(2)のところでございますとおり、審議の方法としては、これもほかのワーキンググループと同様に、各施策の進捗状況の報告を伺った後、それに対する評価及び今後の施策の方向性についての考え方について明確にしました。

その過程で、担当府省が「実施困難」、または「実施済」と自己評価している事項に関しても確認・整理を行いました。

(3)でございますが、これは基本計画を策定した後に新たな動きが幾つか見られましたので、その点に関しても取組状況を把握し、審議の参考といたしました。

2ページに移っていただきまして、第1回から第5回までの日時、審議事項、出席委員の方々のお名前を出させていただきます。なお、この第3ワーキンググループのコ

メンバーは、廣松以外に縣委員、竹原委員、椿委員でございます。それ以外にも、中村委員、樋口委員長、あるいは安部委員、北村委員にも御参加をいただきました。感謝申し上げます。

3 ページ以降、具体的な審議結果でございます。

まず、最初の「ア 統計データの有効活用の推進」のところですが、この部分は大きく2つに分けております。最初は「二次的利用関係」、それから、3 ページの下の方でございます「その他、政府統計の総合窓口（e-Stat）の活用等」の2つに分けて、統計データの有効活用の推進に関して審議を行いました。

まず、進捗状況の報告でございますが、これはもう既に23年度に行われた報告でございますのでごく簡単に行きますが、最初の○のところはまさに実績、統計データの二次的利用の実績でございます。以下、内容だけを列挙します。

2 番目の○は、総務省の方で、統計データの二次的利用促進に関する研究会が設置・開催されており、この二次的利用に関する諸課題の検討を実施していること。

3 番目としては、調査票情報等の管理及び情報漏えい等の対策に関するガイドラインが作成され、10月1日から施行されたということ。

e-Stat に関しましては、皆さん御存じのことかと思いますが、統計調査等業務の業務・システム最適化計画、いわゆる最適化計画と呼ばれているものですが、それに基づいて、政府統計共同利用システムが構築され、平成20年度から運用が開始されていること。

下の○でございますが、25年1月からは次期システムに移行する予定であること、その移行に際しては、ユーザビリティに配慮した機能向上を図る計画であるということ。

さらにその下の○、3 ページ～4 ページにかけまして、ここはホームページ等を通じた広報とか啓発活動、それから、統計調査への非協力者に対する具体的な対処方法として、統計調査に対する国民の理解増進のための行動指針がつけられたということ。さらに、4 ページのところでございますが、国民が安心して統計調査に回答できるような環境を整備する一環として、政府統計の統一ロゴが作成されたということ。

これらの進捗状況の報告に対しまして、4 ページの（イ）のところで評価を行っております。

まず、二次的利用関係に関しまして、最初の○でございますが、各府省が着実に対象調査・調査年次を拡大している点は大変評価できるとしてはいますが、一方で、提供・利用実績が必ずしも順調ではなくて伸び悩んでいるところもある。特に、学術目的とした民間の企業だとか団体によるオーダーメイド集計や匿名データの利用実績は、大体全体の1割程度にとどまっている。その意味で、この方面に対する一層の周知が必要であろうということでございます。

2 番目の○のところは、この二次的利用に関する新しい動きとして、独立行政法人の統計センターが教育用の擬似マイクロデータの作成・試行的な提供を行っていること。それから、これは立教大学でございますが、公的統計の利用と二次的利用促進のための学習コン

テンツの開発などがなされており、その意味で、新しい取り組みに関しては進展を期待するとともに、その効果が発揮されることを期待したいとしています。

3番目の○に関しましては、オンサイトの議論がこの基本計画部会でも指摘されましたが、オンサイト利用と統計法の第33条第2号による調査票情報の利用との関係に関しては少し整理が必要であろうということでございます。もちろん、調査対象の識別可能性や情報漏えいのリスクへの対応は十分しなければいけないわけですが、オンサイト利用とか、匿名データ、教育用擬似マイクロデータ間の関係整理がこれから必要だろうということでございます。

4番目の○といたしまして、担当府省が「実施済」と自己評価している事項のうち、調査票情報等の保管に関するガイドラインに関して、既に策定・施行済みということでございますので、それは「実施済」ということで妥当だと判断をいたしました。また、統計センターにおける各府省からの調査票情報、匿名データの保管の委託の受け皿となる体制整備に関しては、これは二次的利用を促進する基盤でもあることから、「継続実施」が適当というふうに整理をいたしました。

e-Stat に関しましては、先ほど御紹介いたしましたとおり、平成20年度から開始され、各府省が一体となってデータの共有・提供が推進されているということ、それは評価すべき点であるいたしました。一方で、次期システムが平成25年1月から開始されるわけですが、その運用状況はこれから注視していきたいと思っております。それから、政府統一ロゴの定着に向けては、これは各関係府省において大規模統計調査等の実施に際して積極的に周知・広報を努めていただくようお願いをするということでございます。

それから、ホームページ等を通じた広報や啓発活動、非協力者に対する対応に関して、既に行動指針が策定されているということですので、「実施済」との自己評価は妥当と整理をいたしました。

(ウ)のところ、これは今後の施策の基本的な考え方ということですが、先ほどの評価を受けまして、二次的利用関係に関しましては、オーダーメイド集計や匿名データの提供対象調査の拡充、その調査年次の拡大及びその利用促進が求められるということでございます。

2番目の○のところ、現状、民間の企業だとか団体等による利用が必ずしも活発ではないということを受けて、民間による利用を含め、引き続き二次的利用の促進を図るために周知等が必要であると思っております。

3番目の○といたしましては、先ほどのべましたが、現在、総務省で研究会が開かれていますので、その検討状況を注視していきたい。それから、オンサイト利用や教育用擬似マイクロデータの検討に当たっては、当然コストもかかりますと同時に、国民の理解とか研究者に対する国民の信頼感とも密接に関係することなので、それらの点は十分留意する必要があるだろうということでございます。

それから、e-Stat に関しましては、これも当然コストもかかることですので、ニーズだ



とかコスト面に留意しつつ、e-Stat 利用者の利便性のさらなる向上を図ることが必要であると思います。そのときに、利用者の属性や利用実態等を把握するために、e-Stat 上に設けられているアンケート機能の充実を図るなどして、さらに情報提供機能等の改善に向けた方策を考えることが必要だとしています。

3 番目の○といたしまして、これはこの基本計画部会でも御指摘がございましたが、外国語版の提供とか、あるいは外国語を併記するなどした統計データの国際的な提供に努め、引き続きその取り組みを推進するという。さらには、国際機関等におけるデータ収集等の実状や動向についても、把握をした上で協力をしていくということが必要であると考え方をまとめております。

これが重点的な審議課題の1 番目でございます。

2 番目は、「イ 効率的な統計作成－行政記録情報等の活用－」ということでございます。

この点は、今回の基本計画の重要な柱の一つでございますが、5 ページの一番下から6 ページのところにかけて進捗状況の報告等をいただいております。業務統計、すなわち行政記録情報等を用いた統計の作成は順調に進んでいるというふうに言えるだろうと思います。

一方で、このワーキンググループが担当いたしましたのは、ワーキンググループ1 とか2 では触れられていない事項ということで、6 ページの①から③まで3 つの具体的な事例を取り上げました。

最初が、国税庁と経済産業省との間での「①オーダーメイド集計による税務データの活用」というものでございます。これに関しましては、国税庁の方からは、税務データと統計調査の定義概念の相違、あるいは税務データの電子化の状況等から見て、実施困難と自己評価が出ております。ただし、その説明の中で、新たなニーズを含めて今後の活用を一切否定するものではなくて、以下にございます4 つの条件が整えば、今後も要請の内容に応じて検討する意向であると説明がございました。

4 つの条件というのが、i) として、必要とされるデータを国税庁が有していること。ii) として、当該データの定義概念の相違を踏まえても活用可能なこと。iii) として、当該データが電子化されていること。iv) として、所要のコストを活用側が負担できることでございます。

さらに、税務データに関しては、納税地が事業所の所在地と異なっているケースがあること、あるいは個人経営で単独事業所の場合でも、税務データの納税者名が統計データの事業所名あるいは屋号と異なることがあること、さらには出荷額と所得金額との相違等から、欠測値の推計や補完などに直接用いることは困難でないかという認識も示されました。

「②漁船登録データの活用」、それから「③固定資産課税台帳データの活用」に関しましては、それぞれ個別の調査計画が現在策定されており、その中で行政記録情報等の有無の事前の検証、それから活用の効果等を踏まえたことが現在、行われており、その結果が今後諮問・答申という形で統計委員会の方に上がってまいりますので、そこで評価をする、

詳細な議論をするということにしております。

なお、総務省では、事業所母集団データベースの活用等に関する検討会議を開いており、行政記録情報等の活用に関する環境整備に向けた取り組みを継続しているという報告がございました。

これらに関しまして、その評価ですが、最初にも御紹介いたしましたとおり、活用実績に関しては、着実に増加しており、また、行政記録情報等の有無等を事前に調査・検討することを原則化したわけですが、それらについては一定の効果は上がっているものと評価をいたしました。ただ、これは、いろいろな行政記録情報に共通する面でもありますが、当該情報の電子化の状況とか、活用のコスト・効果との関係に関して留意が必要であるということ。ただし、行政記録情報等を活用した統計の作成状況について、引き続き実態を把握するとともに、利用可能性あるいは必要性に関して、今後とも統計の方から主張していくということが必要であると考えております。

具体的な形として、財務省と経済産業省との間のオーダーメイド集計による税務データの活用については、先ほどの4条件が満たされれば今後も要請内容に応じて検討するというところでございましたので、例えば地域とか業種を限定した形で、具体的なデータに基づいた検討をする必要があるのではないかという形で整理をいたしました。

それから、先ほど御紹介しました農林水産省による漁業センサスへの漁船登録データの活用、国土交通省による法人土地基本調査への固定資産課税台帳データの利活用に関しましては、次期調査計画の諮問・答申に係る審議の場で精査をするということにいたしました。

それから、行政記録情報等の活用に関する環境整備を検討する会議の設置については、会議の設置は既に「実施済」でございますし、その会議の内容に関しては、当然のことながら「継続実施」という自己評価でございますので、それを妥当といたしました。

今後の施策の方向性に関しましては、まず、これも基本計画の根本的な考え方でありますが、統計調査に行政記録情報等を利活用することは極めて有効であるという基本的なスタンスに立った上で、引き続き条件整備の整った情報から順次活用を行うよう、不断の調査・検討を行うことが必要である。

さらに、税務データの活用に関しましては、国税庁の方から4つの条件を満たせば活用が可能との意向が示されたことから、各府省の統計部局においても、所管する統計へのオーダーメイド集計による税務データの活用可能性を検討し、必要に応じて国税庁との具体的な調整を行うべきであるとまとめました。

これが重点的な審議事項の2番目でございます。

3番目として、「ウ．統計の評価を通じた見直し・効率化－「統計の品質保証」の取組による有用性の確保・向上－」ということでございます。

この点に関しましては、まず、進捗状況の報告としては、総務省の方で公的統計の品質保証に関するガイドラインが策定されました。このガイドラインでは、品質保証の取組

みに関して「品質表示」と「品質評価」とを2つの内容として含めているということをご  
ざいます。

2番目の○としまして、現在各府省では、このガイドラインに基づいて見直し作業等を  
実施しているということをございますが、品質の表示に関しては、ある程度取り組みが進  
んでいるものの、品質の評価の方に関しては作業中であり、まだ検討中であるという状況  
にあるということをございます。

それから、公表期日前の基幹統計について、事前情報の共有範囲等を内規として定める  
ことに関しても、そこにございます平成22年5月に指針が決められ、この指針に基づき、  
現在内規が策定・公表されております。

この評価に関しましては、総務省が作りしましたガイドラインは既に公表されており、  
かつ国連の統計委員会が提唱しております国家品質保証フレームワーク、NQAFと省略して  
おりますが、その該当する部分との整合性も確保されていることから、「実施済」という  
自己評価は妥当と整理をいたしました。

さらに、公表期日前の統計情報を共有する範囲・手続等については、指針が策定され、  
各府省がその内規を策定・公表していることから、「実施済」という自己評価も妥当といた  
しました。ただ、産業連関表に関しましては、現在策定中ということですので、来年度の  
法施行状況報告の審議の中で確認をすることといたしました。

品質保証の具体的な取り組みについては、品質の表示に関しては取り組みが進んでいる  
ものの、先ほども御紹介いたしましたとおり、品質の評価の取り組みは今後推進していく  
ことが必要であるといったしました。

それから、今後の基本的な考え方に関しまして、まず運営の評価に基づいてですが、こ  
の品質保証に関しましては、ガイドラインに基づいて自己評価を計画的に実施するため、  
それぞれの府省の取り組みに関して、情報共有の場を設定するとともに、取組状況の公表  
についても検討する必要があるといったしました。

2番目の○といたしまして、統計委員会から日本品質管理学会に対して行った研究要請  
を受けて、現在、学会の中で、統計・データの質マネジメント研究会が設置され、検討が  
進んでいると聞いております。今後、総務省を中心として各府省は、この統計・データ  
の質マネジメント研究会で得られつつある研究成果の活用についても検討を進める必要があ  
ると整理をいたしました。

次に、重点的な審議課題の4番目、「エ 緊急ニーズへの対応－東日本大震災を教訓とす  
る大規模災害時における統計の役割・対応－」についてございます。

その進捗状況に関しましては、13ページに別表として一覧表の形でまとめました。詳細  
に関しては、この表を御覧いただければと存じますし、この委員会の席でもその都度、報  
告をされたものをございます。

その評価及び今後の施策の方向性の基本的な考え方に関しまして、まず、各調査実施者  
及び統計調査員を含む地方公共団体の努力によって、被災状況の把握・復興に向けた統計

情報の提供とか、統計調査がほぼ震災以前の状態に復帰したことは大変高く評価すべきだと思います。ただ、大規模災害時の反省も踏まえてですが、被災県や調査員等への対応については、やはり検討の余地がまだ残っているということでございます。

2番目の○といたしまして、補完的あるいは補足的な調査や推計の実施、利用者の誤解を招かないように、特別な取扱いやそれらの措置に関する情報の適切な公表も行われたと評価をいたしております。

ただ、3番目の○でございますが、将来に備えて、今回講じた統計作成上の特別な措置や、それらの措置に関する国民への一元的な情報提供、さらには欠測値の適切な補完集計等も含めた対応状況に関しては、整理・保存して情報として残しておく必要があると整理をしております。

以上が重点的な審議課題4つでございます。

それ以外に(2)にありますように、「その他の審議事項」として3点審議を行いました。

まず、「ア 統計職員等の人材の育成・確保等」でございます。

この進捗状況に関しましては、各府省で対応は異なるものの、各種の研修の実施とか受講、あるいは大学等との人事交流、あるいは統計学会、統計関係の研究会等への参加、外部有識者の活用等、さまざまな形で努力がなされているということでございます。

一方、国の統計職員数に関しまして、これはちょっと特殊な要因ではございますが、農林水産省の方で、統計に関する事務を分掌する機関として設置されていた統計・情報センター等が廃止されて、新たな機関においてスタッフ制で業務を行うことになったことにより、平成21年度は3,903人であったのが、平成24年度には2,030人に減少いたしております。ただ、当然のことながら、農林水産省の方において、必要な統計の作成に支障が生じないように対応していただいているという報告がございました。

これらに関しまして、10ページに参りまして、その評価と今後の施策の方向性でございます。

確かに、統計職員の人材の育成と確保に関しまして、各府省が実情やそれぞれの特性に応じて、いろいろ工夫をいただいているわけですが、中でも大学等との人事交流、学会の大会等への参加、総務省の統計研修所の活用については、実績は着実に伸びていると評価できると思います。また、外部有識者との共同研究の実施とか、総務省統計研修所における通信研修、地方研修の実施などを踏まえた見直しが行われており、その点も評価できると思っております。

ただ一方で、国の統計職員に関しましては、統計職員だけではなくて、行政機関全体の定員増が厳しく抑制されている中で、いわば質的な維持・向上の重要性が従前にも増して高まっていると言えます。このため、各府省ではさまざまな取り組みが行われているわけですが、その取り組みのうち効果を上げているものを一層推進することとか、あるいは取り組みの進捗状況に関して具体的に把握する方策等も含めて検討する必要がある。ただし、その場合、各府省における人事管理の実情も踏まえ、さらに実効性とか公務員制

度等との整合性に関しても留意することが重要であるとしております。

3番目の○ですが、関係の国際機関等による専門家会合等に関しまして、いわゆるシティグループなどが幾つかございますが、国際的対応力のある人材を積極的かつ継続的に参加させる方策についても検討する必要があるとしております。

それから、基本計画の中で、新たな統計の作成、統計調査の実施等に際して、その計画策定等を支援する専門家集団を編成することに関して検討するように入っております。その可否を含めた検討が行われ、その専門家集団を編成する人的な余力がないこと、さらに今、各府省から特にニーズが示されていないということもあり、当面、既存のスキームの活用によって同等の役割・効果を果たすことが適当と整理をいたしております。ただ、専門的知識を有する中核的職員の育成という観点からの取り組みとともに、統計実務に関する知識を有する外部有識者の活用など、中長期的な課題として検討する必要があるとしております。

その自己評価に関しまして、これは農林水産省に関係することですが、国が確保・育成している統計調査員の情報を地方公共団体に提供することに関しましては、既に必要に応じて情報提供が行われていることから、「実施済」という自己評価は妥当といたしました。

「その他の共通する事項」としての2番目、「イ 民間事業者の活用」でございます。

これに関しましては、既に平成17年に策定されていたガイドラインが22年に改定され、それに基づき実際に運用されています。11ページの2つ目の○のところにありますように、現在222の統計調査のうち185統計調査において、何らかの形で民間事業者に事務が委託されております。その割合を経年的に見ますと、21年度が76.7%、22年度が79.9%、23年度が83.3%と増加傾向にございます。

その評価及び今後の施策の方向性といったしましては、各府省は、民間事業者が優れたノウハウを持つ分野において、効率的な統計の作成・提供を進める観点から、引き続き積極的に活用することが必要である。ただし、調査の企画・立案業務の中で、特に中核的な業務に関しては、国が自ら行うことが適当であるというふうに念押しをしております。

同時に、民間事業者の活用に関しましては、関係府省間の情報交換と、統計調査業務に従事する民間事業者やその団体との意見交換は今後も継続して実施していく必要があると指摘をしております。

それから、ガイドラインの改定に関しましては、先ほど御紹介いたしましたとおり、既に行われており、現時点で、さらなる改定の余地は乏しいと考えられますので、「実施済」という自己評価は妥当といたしました。

3番目として、「ウ 統計基準の設定」でございます。

具体的には、日本標準職業分類、指数の基準時に関する統計基準、季節調整法の適用に当たっての統計基準、4番目として、日本標準商品分類を新たな統計基準として設定するかどうかという点です。

そして、次の12ページの○のところにあります、従業上の地位に係る分類の在り方に関

して、これを統計基準として設定するかどうかということでございます。

結果として、まず日本標準商品分類に関しましては、申し訳ありません、11 ページの一番下の段落のところに戻っていただきまして、①～③までの現状を考えますと、現時点では統計基準化の必要性は乏しく、統計基準としての設定は行わないという結論に達しました。ただし、日本標準商品分類に関しましては、前回の改定から 20 年以上経過しているということもあり、現在の商品事情に照らして内容を見直すことに関しては、一応、総務省の方でも平成 25 年ごろから見直し作業を実施する予定ということでございますので、そのことを期待する、実施をお願いしたいということでございます。

次に、職業上の地位に係る分類に関しましては、これは第 2 ワーキンググループのところでも議論されたわけですが、現状、我が国の各統計調査における区分は、ILO が決めています従業上の地位に関する国際分類におおむね従っていること。それから、各統計調査における区分は、調査の対象や目的、区分の視点の違いに対応したものであることから、現状で、従業上の地位を統計基準として設定する意義及び必要性は低いという結論に達しました。

それ以外の、日本標準職業分類、指数の基準時に関する統計基準、季節調整法の適用に当たっての統計基準については、既に統計委員会の審議を経て公示済でありますので、「実施済」という評価は妥当といたしました。

2 番目の○、3 番目の○に関しましては、先ほど御紹介をした形で整理をいたしました。

18 ページから 19 ページのところ、今、個々に御紹介をいたしました自己評価に関する第 3 ワーキンググループの評価をまとめております。これは第 1、第 2 のワーキンググループと同様に、評価の理由に関して、この資料につけるかどうかに関しては、後ほどほかのワーキンググループの座長の方と御相談をし、調整をしたいと思っております。

ちょっと長くなりましたが、以上でございます。

**○樋口部会長** どうもありがとうございました。

それでは、御質問・御意見をお願いいたします。

大分時間も過ぎてまいりましたので、今日のところはそれぞれのワーキンググループの座長の先生から各ワーキンググループにおける報告書、今のところ案ということで御提示いただいたということで、この後、皆様からまた御意見があるかと思えます。今日のところは、先ほどの表の作り方も含めて変更される可能性があるということの上で御承知おきいただき、今後に供していきたいと思っておりますが、それでよろしいでしょうか。

ありがとうございます。では、変更の可能性もあるということをつけ加えまして、一応、このような御議論をいただいたということにしたいと思います。

この後でございますが、これからは基本計画部会でそれぞれのワーキンググループから出てまいりました報告を、今度、基本計画部会の報告としてどうまとめていくかというような作業に入っていかかと思えます。今後、各ワーキンググループから提示いただきました内容を、あるいは部会での議論を踏まえながら、私の方で各ワーキンググループの座長

と相談しながら、事務局にも手伝っていただきまして、報告書の素案を作成していきたいと思っております。次回、9月6日の第36回基本計画部会において、その素案について御審議いただきたいと考えておりますが、そのような方法でよろしいでしょうか。

どうぞ。

**○安部委員** 今、基本計画部会の報告書が今日の報告をベースにまとめられるというお話だったのですが、実際にはどのような作業をなさる予定なのでしょう。すなわち、今日、報告された内容もかなり多岐にわたるわけですが、基本計画部会の報告書というのは、例えば項目を今日のさまざまな議論の中から幾つかに絞るということになるのか、大体どのようなまとめ方になる予定なのでしょう。

あと、今回の報告書の取扱いです。以前ですと、当該府省の大臣に対する意見を出したというようなことあったと思うのですが。その点も教えていただきたい。

**○樋口部会長** 本日、この基本計画部会が終了した後にそれぞれのワーキンググループの座長の方にお集まりいただきまして、報告のまとめ方について議論しようと考えております。その結果を踏まえてということですが、多分これだけ精力的にそれぞれのワーキンググループで検討していただいておりますので、要点だけを出すということには恐らくならないだろうと思います。せっかくここまで詰めてきておりますので、これを十分に反映した形でまとめていくことになろうかと思えます。

ただ、まとめ方については、第1、第2、第3という形で、今日出たものをパッチワーク的にまとめてという方法でいくのか、それとも各項目について、それぞれワーキンググループから出てきたものを提示するのかなというようなことは今日このあと座長と議論することになるかと思えます。

また、今、御質問の中で、意見を今回まとめるかどうかということですが、これについても、今後、それぞれのワーキンググループで検討していただきましたので、特段、この点については意見があるという形で出すのかどうか。前年度は出さなかったわけですが、前々年度については出したということで、それに類似するものがあるのかどうかというような基準に基づいて判断したいと考えております。ですから、今の時点で出す、出さないというのは未定ですということです。

よろしいでしょうか。

コアメンバーの方々の意見は反映されているものになっているわけですが、ほかのワーキンググループの方で意見を、こういうのを付け加えてほしいとか、あるいはここはどうなっているのかという問い合わせもあるかと思えますので、それも踏まえまして素案をつくりたいと考えておりますので、その点も御了承いただきたいと思えますが、よろしいですか。

どうぞ。

**○安部委員** 更に質問なのですが、9月6日の基本計画部会では議論するのですか。

**○樋口部会長** 今のところ、その前に少し委員の先生方には見ていただき、御意見を反映

して、9月6日の基本計画部会でもう一度御審議いただくということにしたいと考えております。そこで、これでよしということであればそこで決定ということになりますし、この点についてまだ議論が足りないということであれば、また検討しなければいけないということになるのではないかと思います。

よろしければ、そのような手順で進めてまいりたいと思いますが、既に時間が過ぎてまいりますので、本日の部会はこの辺りとさせていただきます。

次回以降の日程について、事務局の方からお願いします。

**○村上内閣府統計委員会担当室長** 次回の基本計画部会は、9月6日木曜日15時から、この会議室で開催いたします。議題は、今、御紹介がございましたとおり、平成23年度統計法施行状況に関する審議結果について行います。よろしく願いいたします。

**○樋口部会長** 以上で本日の基本計画部会は終了いたします。

どうもありがとうございました。